

中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書

平成15年11月

中小企業政策審議会 企業制度部会

目次

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

第1部 中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みについて

第1章 これまでの取り組み状況

| | |
|--------------------------------|---|
| ・ 政府や中小企業団体等における取り組み | 3 |
| ・ 日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会における取り組み | 5 |
| ・ 金融機関における取り組み | 6 |

第2章 中小企業の会計の質の向上に向けた今後の取り組みについて

| | |
|------------------------------|----|
| ・ 中小企業の会計の質の向上の重要性 | 10 |
| ・ 中小企業の会計の質の向上に当たっての基本的な考え方 | 11 |
| ・ 中小企業の会計の質の向上に向けて実行していくべき事項 | 11 |

第2部 「中小企業の会計」の見直しについて

第1章 最近の企業会計基準の動向について

| | |
|-------------------------|----|
| ・ 最近の企業会計基準を巡る動向 | 15 |
| ・ 「固定資産の減損に係る会計基準」設定の経緯 | 16 |

| | |
|----------------------|----|
| .「固定資産の減損に係る会計基準」の概要 | 17 |
|----------------------|----|

第2章 「中小企業の会計」における対応の必要性と今回の見直し（「固定資産」の部）

| | |
|----------------------|----|
| .「中小企業の会計」における対応の必要性 | 20 |
|----------------------|----|

| | |
|---------|----|
| .今回の見直し | 21 |
|---------|----|

参考資料編

| | |
|------------------------------|----|
| 参考資料1 「中小企業の会計に関する研究会報告書」の概要 | 27 |
|------------------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| 参考資料2 「中小企業の会計」(抜粋) | 29 |
|---------------------|----|

| | |
|---------------------------------|----|
| 参考資料3 中小会社会計基準 〔日本税理士会連合会作成〕 | 34 |
|---------------------------------|----|

| | |
|---|----|
| 参考資料4 中小会社の会計のあり方に関する研究報告(要約版) 〔日本公認会計士協会作成〕 | 45 |
|---|----|

| | |
|---|----|
| 参考資料5 中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト 〔日本税理士会連合会作成〕 | 53 |
|---|----|

| | |
|---|----|
| 参考資料6 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム (抜粋) | 57 |
|---|----|

| | |
|--|----|
| 参考資料7 リレーションシップバンキング・アクションプログラムを受けた地域金融機関の取り組みについて(財務諸表の制度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備について) | 59 |
|--|----|

はじめに

中小企業を含むすべての会社は、商法に基づき計算書類を作成する義務があり、その作成方法は、「公正なる会計慣行を斟酌すべし（商法第32条第2項）」とされている。これに対し、実際の中小企業の会計実務処理は、専ら税務を念頭に置いて行われてきたといわれている。一方、公開会社や会計監査人による監査を受ける企業を念頭に設定されている「企業会計基準」については、特に、近年、高度に技術的な新会計基準が次々と導入されてきている中で、これがどこまで中小企業に適用されるのか不透明感があった。この結果、中小企業にとっての「公正なる会計慣行」とは何かが十分明確になっていないのではないかとの指摘がなされていた。

また、近年の金融環境や取引構造の変化の中で、中小企業においても質の高い計算書類を整備し、それを開示することによって金融機関や取引先の信頼を確保する必要性が高まってきていること、中小企業が自らの経営実態をより正確に把握することが事業の効率化・経営基盤の強化につながることから、中小企業にとっての「公正なる会計慣行」を明らかにすることが喫緊の課題となっていた。

このような背景の下で、平成14年3月に中小企業庁事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」（座長：小川英次中京大学学長）が設置され、同年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表された。当該報告書では、商法特例法上の小会社（資本金1億円以下の株式会社）で、かつ、当面の株式公開を目指していない中小企業を対象として、利害関係者（債権者・取引先等）に有用な情報を提供するものであること、経営者に理解しやすく、過重な負担とならないこと等を判断の枠組みとして、「中小企業の会計」を提案している。当該報告書は、平成14年7月に開催された中小企業政策審議会・第5回企業制度部会に報告され、議論された。

現在、政府及び中小企業関連団体をはじめ幅広い関係者の協力の下、中小企業経営者への「中小企業の会計」の普及の動きが広がってきている。本稿は、

そのようなこれまでの政府及び関係者による取り組みを概括するとともに、当部会の考える今後の取り組みのあり方について提言を行うものである。

また、昨年以降の企業会計基準の動向等を踏まえた「中小企業の会計」の見直しを行ったため、あわせて報告することとする。

第1部 中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みについて

第1章 これまでの取り組み状況

平成14年6月の「中小企業の会計に関する研究会報告」¹の公表の後、各方面において、報告書でとりまとめられた「中小企業の会計」²を普及、定着させ、中小企業の会計の質の向上を図っていくための取り組みが広がってきている。ここでは、こうしたこれまでの取り組みの状況について、政府や中小企業団体等における取り組み、税理士や公認会計士等会計専門家における取り組み、金融機関における取り組みに分けて、概括することとする。

．政府や中小企業団体等における取組み

1) 中小企業経営者等向けのパンフレットの作成・配布

「中小企業の会計」の普及・定着を図るためには、中小企業経営者自らが会計に対する関心を持ち、その重要性について理解を深めることが肝要である。このため、中小企業政策審議会・企業制度部会（以下「部会」という。）で承認された「中小企業の会計」の項目ごとのポイントを核として、それぞれの会計処理が、自社の経営判断や信用力を強化する上で、どのような効果をもたらすのかを平易に解説したパンフレット³を作成した。

現在、商工会議所・商工会等の中小企業団体や、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会といった関係諸団体の協力を得て、中小企業経営者等に対し、

¹ 参考資料1参照。

² 参考資料2参照。

³ 「中小企業の会計 35問35答」中小企業庁事業環境部財務課監修 中小企業庁において配布を行っているほか、中小企業庁HPにおいても同様のものを入手可能。

中小企業庁 事業環境部 財務課 : 03 - 3501 - 5803 (直通)

中小企業庁HP : http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html

このパンフレットを配布し、中小企業経営者等の会計の重要性についての理解を深め、「中小企業の会計」の普及、定着に努めている。

2) 中小企業経営者等に対する講義・セミナー等の開催

上記パンフレット等を活用しつつ、各関係機関の協力により、中小企業経営者や経営指導員等への「中小企業の会計」に関する講義やセミナー等が開催されている。以下は、そのうちのいくつかの例である。

中小企業総合事業団中小企業大学校における研修の開催

現在、中小企業大学校各校において、中小企業者や中小企業支援担当者向けの研修の中で、「中小企業の会計」に関する講義が行われている。具体的には、中小企業者向けの研修として、「よくわかる決算書の見方」「キャッシュフロー経営のすすめ方」などの講義が実施されている（平成15年7月から平成16年3月までで38コース。平成16年3月末までに2,310人（見込）の企業の経営者等が受講予定）。また、中小企業支援担当者等向けの研修43コースにおいても、同様に「中小企業の会計」をテーマとした講義が実施されている（平成16年3月末までに1,790人（見込）の中小企業支援担当者等が受講予定）。

商工会議所・商工会等におけるセミナー等の開催

全国の商工会議所・商工会等においても、「中小企業の会計」に関し、経営者向けのセミナーや経営指導員が実施する経営者を対象とした勉強会等が開催されている。また、創業塾（創業・起業予定者に対し、ビジネスプラン作成研修、融資制度及び創業事例の紹介といった実際の創業に役立つ

ノウハウに関する講座)においても、「中小企業の会計」をテーマとした講義が行われている。

また、会計の重要性に関する意識を継続的に涵養するため、中小企業相談所に所属する経営指導員というチャネルを活用している。具体的には、平成15年10月から11月にかけて、経営指導員の所属する中小企業相談所の所長会議(全9回)において、中小企業相談所長526人に対してパンフレットを配布し、今後の指導に当たっての活用を促している。

3) 税制等制度面での取り組み

中小企業の会計処理については、税制をはじめとする様々な制度が影響を与えている。特に、欠損金の繰越期間の問題については、5年間に限定されていることから、繰越期間内に欠損金を解消できるよう、減価償却費をあえて計上しないといった誘因となっているとの指摘が、「中小企業の会計に関する研究会」(以下「研究会」という。)においてもなされたところである。

こうした指摘をも踏まえ、また、そもそも右肩上がりの時代が終焉し、長期の不況が続く中で、過去に出た欠損を短期間で解消することが困難となっていることにかんがみ、中小企業庁は、平成16年度税制改正において、欠損金の繰越期間を現行の5年から7年に延長するよう要望しているところである。

・日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会における取り組み

「中小企業の会計」は、中小企業が計算書類を作成するにあたり準拠することが望ましい会計のあり方について、個別項目につき基本的な考え方を示したものであり、会計実務、運用に関する詳細な事項については立ち至っていない。研究会報告においては、運用に係る詳細な事項については、現実の会計実務に

精通した「専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている」(研究会報告)とされている。

このような状況を受け、研究会報告公表後、日本税理士会連合会において「中小会社会計基準」⁴(平成14年12月公表)が、日本公認会計士協会において「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」⁵(平成15年6月公表)がそれぞれ提示された。これにより、中小企業の会計のあり方について、より具体的・実務的な指針が明らかとなっている。

現在、両団体においては、とりまとめられた報告について、その普及・定着に向けた取り組みが行われている。具体的には、日本税理士会連合会においては、全会員税理士に対して携行用の「中小会社会計基準」を配布し、クライアントへの啓発活動を行うとともに、「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」⁶を作成し、中小企業の計算書類をチェックする取り組みも開始している。また、日本公認会計士協会においても、会員向けの研修会や機関紙・ホームページ等による広報活動に取り組んでいる。

．金融機関における取り組み

研究会における「中小企業の会計」のとりまとめ・公表や、会計専門家による具体的・実務的な指針の提示を受け、これに呼応する形で金融機関においても会計の質を向上させようとする中小企業に対する融資メニューの整備が開始されてきている。具体的には、一部の金融機関で、日本税理士会連合会と提携して、顧問税理士によるチェック・リスト添付があった場合に、債務超過であっても融資の対象とするとともに、無担保貸出期間を延長し、取扱手数料も

⁴ 参考資料3 参照。

⁵ 参考資料4 参照。

⁶ 参考資料5 参照。

無料とするといった一定のメリットを付与する金融商品の販売が開始されている。

このような先駆的な取り組みのほかに、本年 3 月に金融庁より発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」⁷において、「中小企業庁において『中小企業会計のあり方』（平成 14 年 6 月）がとりまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取り組みを期待する」との記述がなされ、各金融機関においても、中小企業の会計の質の向上を促すための取り組みが求められている。

これを受け、平成 15 年 8 月末に、各金融機関は機能強化計画を金融庁に提出したところである。これによると、今後の取り組みとして、税理士や公認会計士との提携等により財務諸表の精度が比較的高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取り組みの開始又は強化を行うこととしているのは、地銀 64 行のうち 58 行、第二地銀 51 行のうち 36 行、信用金庫 321 金庫のうち 163 金庫、信用組合 138 組合のうち 16 組合となっている⁸。

これら金融機関の現在の取り組み内容について、財務諸表の精度を確認する仕組みと、具体的に付与する融資プログラム上のインセンティブとに分けて、代表的な事例をあげると、以下のとおりである。

まず、財務諸表の精度を確認する仕組みとして、各金融機関が実施または検討しているものとしては、次のようなものがあげられる。（既に実施されているものには*。）

- ・ 日本税理士会連合会策定のチェック・リストの活用

⁷ 参考資料 6 参照。「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム - 中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保 -」（平成 15 年 3 月 28 日 金融庁）HP でダウンロード可能 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html>

⁸ 詳細については、参考資料 7 参照。

- ・ 税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付制度の活用（＊）
- ・ 財務会計ソフト会社との提携（＊）
- ・ 税理士からの融資紹介状の活用（＊）
- ・ 提出書類（資金繰り表やキャッシュフロー計算書等）の有無や提出頻度を勘案
- ・ 信用格付けや貸出金利ガイドラインへの定性要因としての反映（＊）
- ・ 公認会計士の監査の活用
- ・ 保証協会、保証会社との連携

また、具体的に付与するインセンティブとして、各金融機関が実施または検討しているものとしては、次のようなものがあげられる。（既に実施されているものには＊。）

- ・ 審査期間の短縮（＊）
- ・ 金利優遇（＊）
- ・ 無担保（＊）
- ・ 担保条件の優遇
- ・ 第三者保証なし（＊）
- ・ 本人保証なし
- ・ 融資対象先の拡大
- ・ 融資期間の長期化
- ・ 融資金額の優遇
- ・ 手数料減免
- ・ 審査手続きの簡素化
- ・ 事業再生支援融資、起業家支援融資における金利優遇（＊）
- ・ クレジットライン設定（＊）

なお、既に融資プログラムを実施している金融機関においても、その内容の見直し・改善や、一層の普及に向けた取り組みが行われている。

このほか、以上のような融資プログラムの整備に向けて、地元の税理士・公認会計士との意見交換や勉強会等の実施を活発に行っていくとしている金融機関も多い。

第2章 中小企業の会計の質の向上に向けた今後の取り組みについて

これまで見てきたように、平成14年6月の研究会報告後、中小企業の会計の質の向上に向けた取り組みが、各方面において広がってきている。しかしながら、このような取り組みが成果を表すには、関係者による息の長い取り組みが求められる。このため、こうした取り組みを、今後一層発展させ、中小企業の会計の質の向上が現実のものとして達成されていくよう、今後の取り組みについては、以下のように進められるべきものとする。

・中小企業の会計の質の向上の重要性

中小企業が成長を遂げていくに当たっては、経営者が自らの経営実態をしっかりとしたデータに基づき分析・把握し、発展に向けた経営戦略を構築していくことが不可欠である。そのための基礎となるのが会計データであり、中小企業の会計の質の向上は、何よりも中小企業経営者自身の経営判断にとって極めて重要といえる。

また、資金調達や販路拡大をするに当たっても、信用力のある決算書を整え、開示していくことが極めて重要である。特に、近年、中小企業を巡る資金調達環境は厳しさを増し、デフレ経済の中で、これまでのように担保に過度に頼ることができなくなっている。また、個人保証についても、仮に倒産等に至った場合に、経営者や第三者が破産に追い込まれてしまうといった実態が、起業や再起を困難にしているのではないかと指摘がある。

こうした中で、担保や保証に頼らず、中小企業自らの力による資金調達力を強化する上では、会計の質を向上させ、信用力のある決算書を武器にすることが極めて有効といえる。

．中小企業の会計の質の向上に当たっての基本的な考え方

「中小企業の会計」は検討の主たる対象を非公開の（当面株式の公開を目指さない）商法上の小会社（資本金1億円以下）としており、また、商法上の小会社と経営実態が極めて類似している有限会社にも十分に通じるとされている。以上のような対象企業は、小会社のみで105万社、有限会社を合わせると合計で242万社に達する。

このような多数の企業群は、規模や成長段階等において相違があり、こうした多様な企業群に対して、一律・強制的に「中小企業の会計」を義務づけていくことは、現実的ではない。

むしろ、中小企業の会計の質を向上させていくに当たっては、まずは、それに対応する意欲のある中小企業に対して「中小企業の会計」を普及・定着させていくことが現実的なアプローチであると考えられる。

その際、中小企業の会計の質の向上に向けた取り組みが積極的に行われるような環境整備を図っていくとともに、中小企業の会計の質が向上することによってメリットを享受する利害関係者が、そうした中小企業の取り組みを促すべく、何らかのはっきりとしたインセンティブを示していくことが有効である。

．中小企業の会計の質の向上に向けて実行していくべき事項

以上のような問題意識・考え方を踏まえ、中小企業の会計の質の向上に向けた取り組みを推進していく上では、以下の五点を着実に実行していくことが必要である。

1) 「中小企業の会計」の改訂を適切なタイミングで行う

中小企業や関係者が継続的に中小企業の会計の質の向上に努めていく

ためには、中小企業が目指すべき「中小企業の会計」が常に明らかにされることが不可欠である。経済環境の変化に応じて中小企業の実態や会計において求められるものは変化していくものであり、また、企業会計基準についても随時見直しが行なわれている。このため、今後も、中小企業の実態や企業会計基準の動向等を踏まえ、適宜、「中小企業の会計」の見直し・改善を図っていくことが必要である。

2) 経営者等における理解を深める

会計の質の向上は、自らの経営実態の正確な把握による事業の効率化や、より正確な情報の積極的な開示による信用力の向上などを通じて、企業自らの利益につながるものである。中小企業の会計の質を向上する取り組みの第一歩は、このようなメリットの重要性を経営者が理解し、経営者自らが実行していくことである。このため、関係者が連携しつつ、経営者等における理解を深め、こうした取り組みの普及・定着に努めることが必要である。

具体的には、今後とも、全国の商工会議所や商工会等の中小企業団体、中小企業大学校等において、経営者や財務担当者、経営指導員等に対するセミナー、研修等を積極的に開催していくことが期待される。また、税理士や公認会計士等の中小企業の財務管理をサポートする立場にある専門家により、クライアントたる経営者への指導、アドバイス等が行われることも極めて有効である。

3) 中小企業の会計をチェックするサービスを発展させる

中小企業の会計の質を向上する上では、「中小企業の会計」に基づき作成された計算書類を第三者が何らかの形でチェックしていくことも有効である。特に、金融機関等計算書類を活用するユーザーの信頼を獲得する上では、そういったサービスの必要性は高い。このため、コスト的に中小企業にも利用可能であり、かつ、債権者等決算書を活用する者の

ニーズに対応した信用力のあるサービスが発展していくことが望ましい。

4) 金融機関等によるインセンティブを構築する

中小企業の会計の質を向上する取り組みを促すためには、中小企業の決算書類の最大のユーザーである民間金融機関・政府系金融機関等によるインセンティブの付与が極めて有効である。

実際、中小企業の会計の質が向上すれば、金融機関にとっても、審査期間の短縮やコスト削減、情報の非対称性の緩和によるリスク低減といったメリットを享受することができることとなる。さらには、データベースファイナンスや中小企業向け貸出債権の証券化を活用した融資スキームといった中小企業金融の新たな手法を導入、拡大していく上でも、こうした会計の質の向上に向けた取り組みは大きなサポートとなる。このため、金融機関自らが得られるメリットに対応する形で、各行・機関の融資スタイル等に応じつつ、様々な創意工夫により中小企業へのインセンティブを付与していくことが可能であると考えられる。

特に、これまで中小企業金融において、情報の非対称性によるリスクを緩和するために講じられてきた担保や本人保証・第三者保証の設定については、中小企業の会計の質が高まれば、その必要性が低くなるものと考えられる。このため、融資メニューにおいて本人保証や第三者保証を不要としたり、保証額を限定したりするといった工夫や、担保を不要としたり、担保設定額を限定するといった工夫が考えられる。また、債務超過企業や赤字企業に対する入り口要件についても、透明性が高まることの見返りとして見直しが行われうるものである。また、審査事務の合理化による審査期間の短縮や手数料の削減、金利、融資額、融資期間の面での配慮等、様々な工夫が可能と考えられる。

こうした金融機関による取り組みは、担保や保証の問題をはじめとする現在の中小企業金融を巡る様々な課題にも対応しうるものであり、関係者の積極的な取り組みが期待される。

5) 制度面等での環境整備を図る

中小企業の会計処理は、税制等制度面の影響を強く受けている。例えば、税制については、法人税法上、確定決算主義を前提として損金経理要件等一定の決算処理を課税所得計算上の要件としていることから、税法を想定して計算書類を作成するといった誘因が存在していることが指摘されている。加えて、近年、企業会計基準が国際会計基準への整合化を進める一方、税法においても税務の観点からの見直しが進められており、結果として、両者の乖離が広がっている傾向も見受けられる。こうした両者の乖離については、二つの制度が、適正な課税の実現と適正な企業会計や情報開示の実現という異なる観点に立脚するものであることから、それを完全に解消することは困難であることも事実である。しかしながら、税務が中小企業の会計処理に大きな影響を与えているという実態にかんがみれば、「中小企業の会計」において現行の実務に配慮した会計のあり方を示すのみならず、税制の面においても改善しうる点があるかどうかを検討し、対応していくことが必要である。

また、このような税制の問題にとどまらず、中小企業にかかわる様々な制度についても、それらが中小企業に与える影響を精査しつつ、中小企業の会計の質の向上に向けた取り組みを促すという観点から、各種制度の見直しについて検討を加えていくことが必要である。

また、環境整備という観点からは、制度面のみならず、決算書類に対する関係者の意識や受け止め方が、会計処理に与える影響も看過できない。例えば、赤字決算や債務超過に対する関係者の受け止め方が場合によっては必要以上に否定的となることが、会計操作の誘因となっているのではないかとの指摘もある。このため、むしろ、適切な会計処理を行い、それを適切に情報開示していくこと自体がポジティブに評価され、適切な会計処理による決算結果に基づいて関係者による事業評価等が行われるといった意識や慣行が各方面において涵養されることも必要である。

第2部 「中小企業の会計」の見直しについて

当部会での議論以降、新たな企業会計基準が策定されるなど、「中小企業の会計」をとりまく環境は時々刻々と変化している。このような状況を踏まえ、今回、「中小企業の会計」の見直しを行った。

なお、中小企業の会計の質の着実な向上を図るため、今後とも、「中小企業の会計」において示されている各事項について、中小企業の実態や企業会計基準の動向等を踏まえ、適宜、見直し・改善を図っていくこととする。

第1章 最近の企業会計基準の動向について

・最近の企業会計基準を巡る動向

「固定資産の減損に係る会計基準」は平成14年8月に策定され、同基準を実務に適用するにあたっての具体的な取扱いを定めた「固定資産の減損会計に係る会計基準の適用指針」についても平成15年10年に公表された。これらの基準及び適用指針は、平成15年3月31日以降終了する事業年度以降の会計処理について、任意に適用することを認めており、平成17年4月1日からは強制適用とされている。固定資産の減損はおよそ全ての企業にかかわる問題であり、かつ、適用のあり方によっては中小企業に大きな影響を与えうるものと考えられる。

「企業結合会計に係る会計基準」は平成15年10月に策定され、平成18年4月1日から適用されることとなる。当該基準の具体的内容を定める適用指針

は現在のところ検討段階であり、会計処理の詳細は明らかとなっていない。

また、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」は平成14年9月に策定され、平成14年4月1日以降の財務諸表について既に適用されている。当該基準は主にROEやROAといった指標を開示するにあたっての統一的な処理方法を示すものである。

その他、企業会計基準委員会においては、リース取引の会計処理やストック・オプションの会計処理について検討が行われているものの、基準の内容や基準の策定に係るスケジュールは現在のところ明らかとはなっていない。

このような企業会計基準を巡る最近の動向を踏まえ、既に確定している新たな企業会計基準のうち、中小企業への影響、適用時期等にかんがみ、今回は、「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」という。)の中小企業への適用について検討した。

「固定資産の減損に係る会計基準」設定の経緯

固定資産の減損については、平成11年以降、金融庁の企業会計審議会において検討が進められ、平成14年8月9日の企業会計審議会総会において「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が承認された。

当該意見書においては、主に二つの点について「減損会計基準」を設定する必要性が指摘されている。

まず、昨今において、不動産をはじめとした固定資産の価格や収益性が著しく低下しており、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかと、また、裁量的な評価減が行われているのではな

いか、という疑念があることである。

二点目は、国際会計基準との整合性の問題である。国際的には、国際会計基準理事会（IASB）が固定資産の減損に係る会計基準（IAS36）を1998年に公表、1999年7月以降に適用を開始しており、EUは域内公開企業の連結財務諸表について2005年以降IASの全面適用を予定している。また、米国会計基準（USGAAP）においても1995年に基準が適用され、2001年に改訂がなされている。このような流れに鑑みれば、我が国の会計基準の国際的調和を図る観点から、減損処理に関する会計基準の整備が求められるとしている。

上記意見書により「減損会計基準」が定められたことを受けて、当該基準を実務に適用する場合の具体的な処理の方法を明らかにするため、企業会計基準委員会は「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を作成し、平成15年10月24日に確定した。

「固定資産の減損に係る会計基準」の概要

商法及び税法上の物理的減損及び機能的減損に限らず、資産価値の低下があったと判定された場合に、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローのいずれか高い方）まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とするものである。

減損会計の処理手順は、主に三つのステップからなる⁹。

まず、減損損失が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」とい

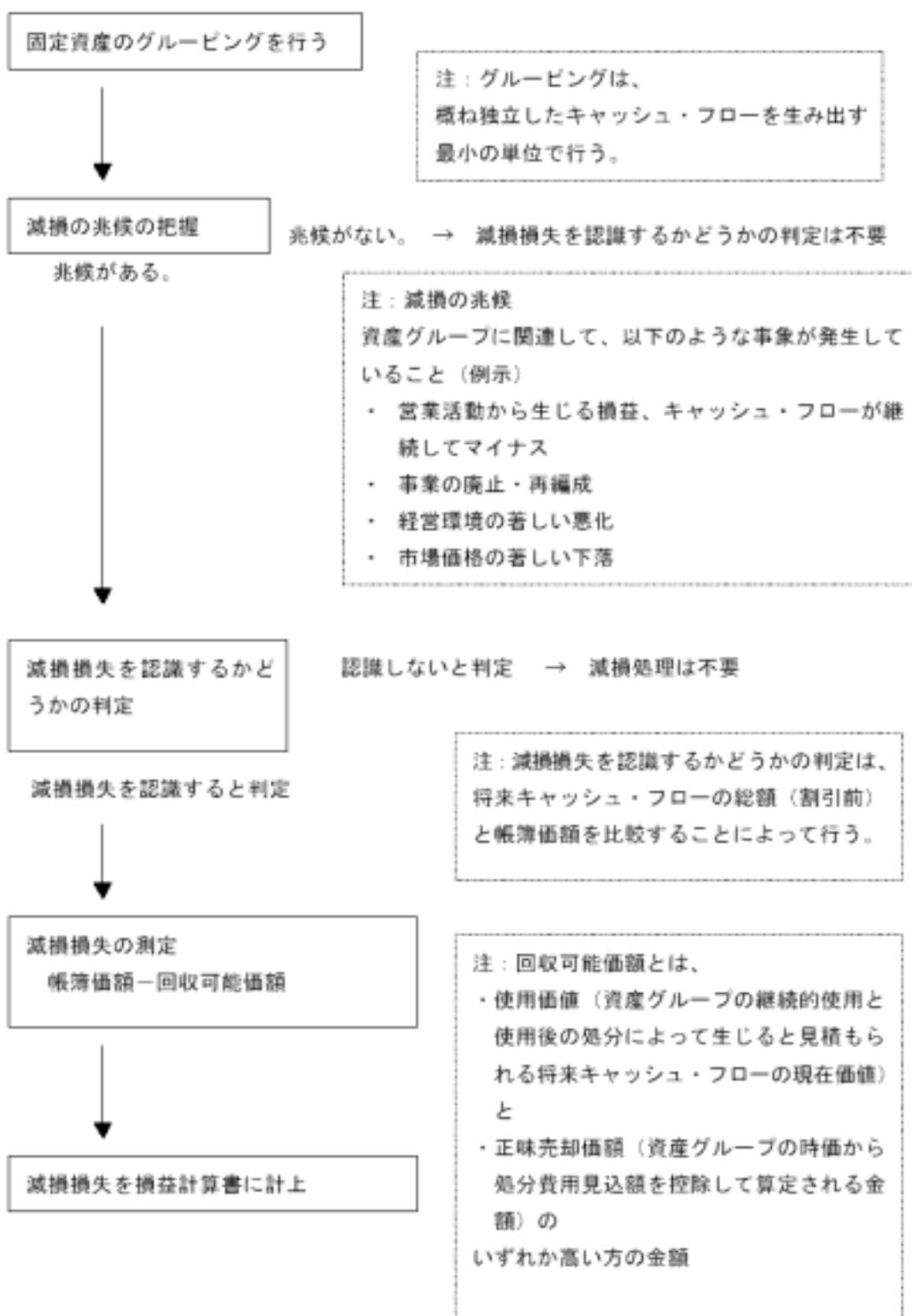
⁹ 詳細については、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成14年8月9日 企業会計審議会）、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（平成15年10月 企業会計基準委員会）を参照。前者についてはHP上でも入手可能。 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html

う。)の有無を観察しなければならない。減損の兆候の例として、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」等が示されている。

減損の兆候が観察された場合、減損損失を認識するか否かについての判定を行うこととなる。判定にあたっては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合に減損損失を認識することとなる。

減損損失を認識することと判定された場合、減損損失の額を測定することとなる。減損損失の額は、帳簿価額と回収可能価額（正味売却価額又は使用価値（将来キャッシュ・フローの現在価値）のうち額が大きい方）との差額であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を当期の損失として計上する。

■減損会計の手順



出典：金融庁HP

第2章 「中小企業の会計」における対応の必要性と今回の見直し（「固定資産」の部）

「中小企業の会計」における対応の必要性

「中小企業の会計」では、固定資産の減損については、「予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない」とされている。この解釈については、物理的減損又は機能的減損について、資産の評価損や陳腐化資産の一括償却等を認める税法の規定をも参考としつつ、商法の規定の枠組みの中で減損額等の判断を行うべきとの考え方が示されている。

同報告が公表された時点では、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公開草案として公表されており、研究会においても、「減損会計基準」についての取扱いを明確にすべきではないかとの指摘もあったが、詳細設計が明確でなかったため、平成14年の「中小企業の会計」の策定段階では「減損会計基準」に係る言及はなされないこととなった。

一方、企業会計基準を設定する企業会計基準委員会は、平成15年6月13日公表の「有価証券の時価評価・強制評価減及び固定資産の減損会計の適用に関する緊急検討の審議結果について」の中で、「当委員会における審議は、主として公開会社及び会計監査人による監査を受ける必要のある企業のための会計基準という観点から行われるものであり、それらに該当しない閉鎖的な中小会社については、商法に準拠している限り、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の限定的な適用もありうる」としている。

以上から、中小企業にとっては、「減損会計基準」の導入に当たりどのように対応すべきかが現在のところ不透明な状況である。「減損会計基準」は固定

資産の再評価を行うという点で中小企業の財務に多大な影響を与える可能性が大きいため、「減損会計基準」の採用の必要性、採用した場合の影響、仮に採用するとした場合のあり方等について検討を加えた上で、「中小企業の会計」において減損処理に関する考え方を示すこととした。

. 今回の見直し

部会における検討結果（【考え方】参照）を踏まえ、「中小企業の会計」のうち固定資産について、次のとおり改訂を行うものとする（下線部が改訂部分）。

（固定資産）

固定資産の減価償却は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して、規則的な償却を行う。

減価償却資産のうち、少額のものについては、費用処理することができる。

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。

この際、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく会計処理は、その採用を義務とする必要はない。むしろ、税法も参考にしつつ、物理的減損や機能的減損のみを対象とすると解されてきた従来の商法の枠組みの中で減損額等の判断を行うべきものと考えられる。なお、自主的な判断で「減損会計基準」を採用する場合にあっては、恣意性を排除できるような形で行うことが望ましい。

[商法 34 条]

二 固定資産に付ては其の取得原価又は製作価額を附し毎年一回一定の時期、会社に在りては毎決算期に相当の償却を為し予測すること能はざる減損が生じたるときは相当の減額を為すことを要す

【考え方】

商法 34 条は、固定資産に関して、毎決算期に「相当の償却」をしなければならないことを定めている。

中小企業の実務においては、税法での損金算入限度額の範囲内で償却を行っていることが多い。

減価償却については、経営状況に応じて任意に行っているとの指摘もある。その理由としては、赤字決算となれば金融機関の融資姿勢が極めて慎重になりかねないことが経営者に最も懸念されている他、税務上の繰越欠損金が在る場合には、減価償却による費用化を将来のものとしておく発想などが指摘されている。

しかしながら、今回の検討の目的は、資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す会社にとって望ましい、債権者や取引先にとって信頼性の高い計算書類のあり方であることから、減価償却も、定率法、定額法等の規則的な方法を用いる必要がある。また、このことは個別の資産の性質に応じて耐用年数や減価償却の方法を決定することを妨げるものではない。

商法 34 条は、固定資産の減損について規定している。減損の解釈について通説は、災害、事故等の物理的減損と、新製品、新技術等の機能的減損を含むと解釈している。ただし、機能的減損には予測可能なものも考えられ、相当の減額の対象が予測不能なものに限定されているのは、予測可能なものは通常の減価償却に含まれていることによるとされる。

一方、税法では、物理的減損・機能的減損について、「当該資産が災害により著しく損傷した」場合等において資産の評価損の損金算入が、「減価償却資産が技術の進歩その他の理由により著しく陳腐化した」場合において陳腐化資産の一括償却等が、それぞれ認められている。

「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」という。)は、物理的減損や機能的減損といった資産価値の下落の原因に限らず、資産への投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とするとしている。「減損会計基準」は、平成 17 年 4 月以降適用されることとなっているが、当該基準の中小企業への適用については、企業会計基準を設定する企業会計基準委員会は「当委員会における審議は、主として公開会社及び会計監査人による監査を受ける必要

のある企業のための会計基準という観点から行われるものであり、それらに該当しない閉鎖的な中小会社については、商法に準拠している限り、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の限定的な適用もありうる」としている。このような状況のもと、「減損会計基準」をそのまま中小企業に適用すべきかどうかについては次のような問題がある。

第一に、「減損会計基準」は、減損損失の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定という手続を踏むこととされている。経理部門に多くの人員を割くことが困難な大半の中小企業にとって、これらの一連の手続を行うことは事実上不可能ではないかと懸念される。

第二に、回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローのいずれか高い方を指すが、市場価格のない資産の正味売却価額の推定や将来キャッシュ・フローの見積りは、外部機関による厳正な実査手続を裏付けとして初めてその信憑性が認められるものである。特に、法定監査を受けない大半の中小企業の場合、任意で監査等のチェックを受けていない限り、回収可能価額の算定の恣意性を排除することは極めて困難であり、却って計算書類の信頼性を損なう結果につながりかねない。

第三に、中小企業の場合、取引先の大企業の状況によって設備稼働率が大きく左右されるなど経営状況の変動が大きい中で、一時の状況をもって減損を認識することが適当なのかという点である。

第四に、中小企業の計算書類のユーザーにおいて、上記のような問題点のために「減損会計基準」の適用のニーズが乏しいという点が指摘できる。この「中小企業の会計」で対象としているのは、公開を当面目指していない中小企業であり、こうした中小企業は一般投資家から資金を集めるわけではなく、そもそも利害関係が限定的で計算書類のユーザーは金融機関や取引先等に限られている。これらのユーザーは、「減損会計基準」の中小企業への適用がこれまで述べてきた様々な問題点をはらんでいることに鑑みると、そこまでの情報提供を求めてはいないものと考えられる。

なお、中小企業にとっての事務負担を軽減する代替的な手法を検討すべきとの意見もある。しかしながら、考えられうる方法として、正味売却価額のあるものについて、その価額のみを用いて減損額を判断する方法については、キャッシュ・フローの健全性が一切考慮されないという点で、中小企業の事業

実態を表す上で不適切となりかねず、また、「減損会計基準」よりも却って厳しくなり過ぎるという問題がある。

以上を踏まえれば、「減損会計基準」に基づく会計処理は、その採用を義務とする必要はない。むしろ、税法も参考にしつつ、物理的減損や機能的減損のみを対象とすると解されてきた従来の商法の枠組みの中で減損額等の判断を行うべきものと考えられる。なお、自主的な判断で「減損会計基準」を採用する場合にあっては、恣意性を排除できるような形で行うことが望ましい。また、今後、中小企業の実務及び実態に適した簡便な方法についての関係者による検討は意義があると考えられる。